

令和6年10月から児童手当が変わります！！

所得制限が撤廃されます

受給者の所得に関係なく、

0歳から2歳までの児童は月額15,000円

3歳から高校生等までの児童については月額10,000円を支給します。

※所得制限は撤廃されますが、現況の審査は変わらず行われます。所得についても、生計中心者を確認する等必要な手続きを行うため審査対象となります。

支給期間が高校生年代（年度末年齢18歳）まで延長されます

0歳から高校生年代（年度末年齢18歳）までの児童が支給対象となります。

※支給対象年齢拡大に伴い、施設等受給資格者に児童自立支援生活援助事業を行う者や母子生活支援施設の設置者が追加されます。

※児童福祉施設等へ措置入所となっている児童や里親委託されている児童については、施設の設置者もしくは里親に対して児童手当が支給されるため、当該児童分の手当を父母等が受け取ることはできません。

第3子以降児童の支給額の増額、多子加算が見直されます

受給者が監護する0歳から大学生年代（年度末年齢22歳）までの子が3人を超えた場合、0歳から高校生年代までの児童について、第3子から月額30,000円に増額します。

※大学生年代（年度末年齢22歳）の子については、その親等（受給者）が経済的な支援をしている場合のみ、多子加算対象となります。

支給月が隔月（偶数月）の年6回となります

令和6年12月から偶数月(2、4、6、8、10、12月)にそれぞれの前月までの手当を支給します。

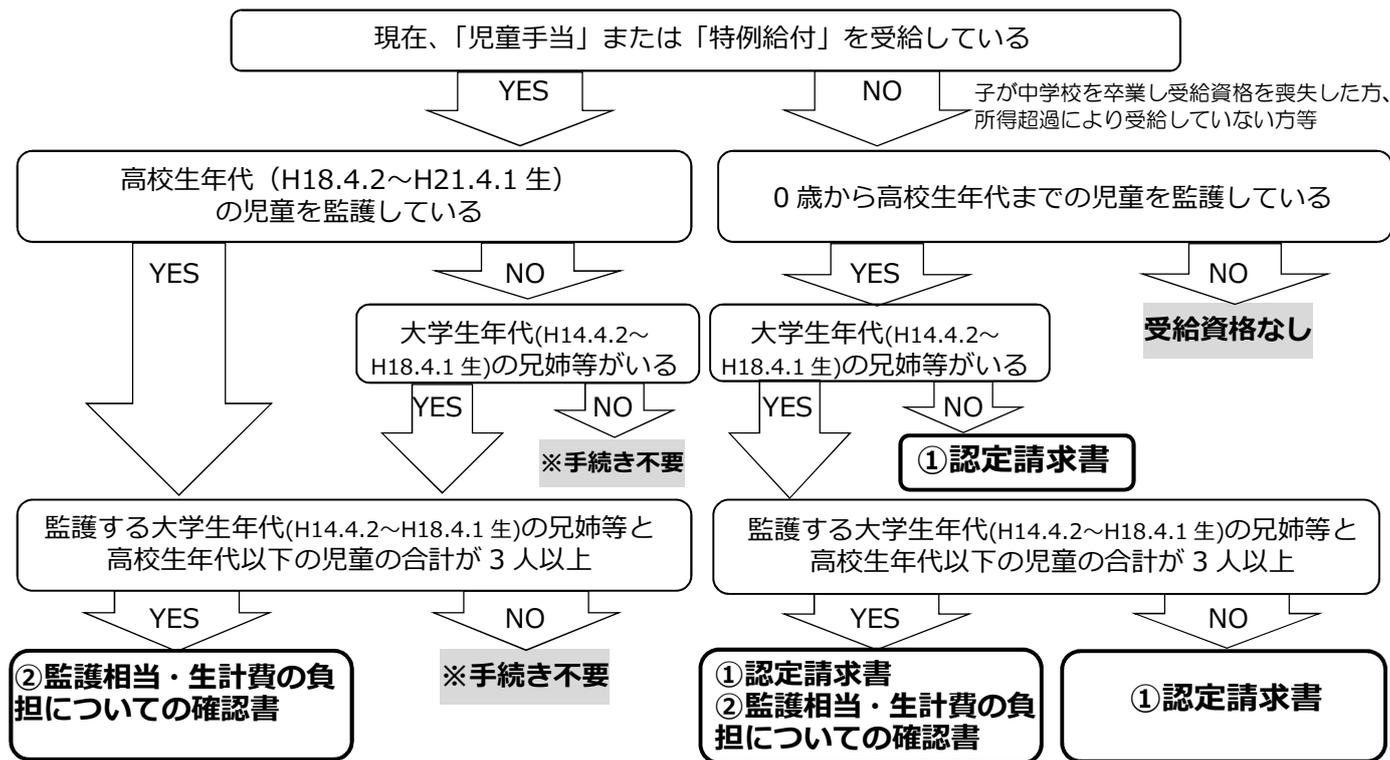
【参考】新旧対照

	改正前	改正後
所得制限	あり	なし
高校生等	0円	1万円
中学生	1万円	1万円
3歳～小学生	1万円	3子以降 1.5万円
0～2歳	1.5万円	1.5万円

子のカウントの例 子が5人の場合	養育 児童	改正前		改正後	
		カウント	月額	カウント	月額
大学生等	22歳				
	21歳				
	20歳				
	19歳	○		1人目	¥0
高校生	18歳				
	17歳				
	16歳	○	1人目	¥0	2人目
中学生	15歳				
	14歳				
	13歳	○	2人目	¥10,000	3人目
小学生	12歳				
	11歳				
	10歳	○	3人目	¥15,000	4人目
	9歳				
	8歳				
	7歳				
未就学児	6歳				
	5歳				
	4歳				
	3歳				
	2歳	○	4人目	¥15,000	5人目
	1歳				
	0歳				
受給額			¥40,000		¥100,000

「監護相当・生計費の負担についての
確認書の提出が必要」

提出書類フローチャート



※児童手当法における「児童」とは0歳から高校生年代（年度末年齢18歳）の子です。

※大学生年代の兄弟等がおらず、高校生年代までで3人以上となる場合は、手続き不要で第3子以降の児童は月3万円となります。

※現在手当を受給している世帯の高校生年代は手続き不要で対象児童となります。（大学生年代の兄弟等がある場合は手続きが必要）

申請期限：令和6年9月30日（月）必着

※12月の支給に間に合わせるための期限です。経過措置として、3月末まで申請猶予期間がありますが、お早めの申請をお願いします。

申請先：〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 下呂市役所市民サービス課 児童手当係

申請用紙：6月末時点で市内在住の0歳から高校生等（年度末年齢18歳）の児童の住所に案内とともに郵送（8月初旬）

申請方法：郵便または電子申請

【重要】現在、手当を受給しておらず、下呂市に住民票のない年度末年齢18歳までの児童を監護している方は、8月送付の案内が届きませんので個別に下呂市役所市民サービス課にお問い合わせください。

【注意事項】必ず読んでください

- ・今回の制度改正により、新たに児童手当を受給できることになった方は、認定請求書の提出が必要です。
- ・児童手当は受給者（父母等）が住民票を置く市区町村に申請してください。（公務員を除く）
- ・児童手当は原則、恒常的に所得の高い父または母に支給します。父母が婚姻していない（離婚や離婚協議中の場合を含む）場合は、お子様と同居している父または母に手当を支給します。
- ・別居の児童を監護している場合は、別途「別居監護申立書」の提出が必要です。（既に提出済の方は不要です）
- ・児童手当の支給対象となる児童は、日本に住民票を置かれている方（海外留学を除く）です。
- ・公務員（国立大学法人、独立行政法人等に勤務の方を除く）の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。公務員の方は自身の勤務先で手続きしてください。
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書は、大学生年代（年度末年齢22歳）の子について、以下の①②の条件を満たす場合に提出が必要です。

① 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること

② 受給者の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること

この申立については、多様なケースが想定されますので、様式裏面や記入例の説明をよく読み、ご不明な点はお問合せください。

- ・児童手当の支給後に、受給資格がないことや支給機関が違うことが判明した場合、その期間における手当はすべて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

下呂市役所 市民サービス課 TEL：0576-24-2222